

「子ども・子育て支援新制度の施行に係るあま市の各種基準を定める条例骨子案」に対する
パブリックコメント実施要領

| 区 分 | 内 容 |
|-------------------|---|
| 件名 | 子ども・子育て支援新制度の施行に係るあま市の各種基準を定める 条例骨子案 |
| 目的 | 平成27年4月から施行される予定の「子ども・子育て支援新制度」に関する運営や施設などの基準については、条例で規定することが法律で義務付けられています。 市では同制度の施行にあたって必要な施設や事業を認可する際の基準を市条例で制定する予定であり、国が定める基準を参考に市の基準を定めることとしています。 そのため、市条例で制定する基準（案）について、広く市民から意見を募集します。 |
| 意見の募集期間 （閲覧期間） | 平成26年7月15日（火）～平成26年8月13日（水） |
| 閲覧場所 | ○子育て支援課（甚目寺庁舎）（土・日・祝日を除く） ○七宝及び美和市民サービスセンター（土・日・祝日を除く） ○七宝公民館及び甚目寺公民館（月曜日を除く） ○美和公民館（木曜日を除く） ○児童館（七宝・美和・甚目寺北・甚目寺西・甚目寺南）（日・祝日を除く） 閲覧時間は、午前9時から午後5時まで。 ※市公式ウェブサイトで閲覧できます。 |
| 意見を提出できる方 | ○ 市内に住所を有する方 ○ 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他団体 |
| 意見の提出方法 | 次の内容を記載した用紙により子育て支援課（甚目寺庁舎）宛にお届けください。 【パブリックコメント提出様式】 ○件名 例：「あま市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準案」 ○住所（法人の場合は所在地） ○氏名（法人の場合は法人名） ○電話番号 ○該当番号 ○ご意見等＜趣旨・内容等＞ 様式は自由ですが、閲覧場所及び市公式ウェブサイトに用意してあります。 |
| 意見の提出先 | ○ 持参の場合 子育て支援課（甚目寺庁舎）、美和及び七宝市民サービスセンター、各地区（七宝・美和・甚目寺）の公民館及び児童館にご提出ください。 ○ 郵送の場合 〒490-1292 あま市甚目寺二伴田76番地 あま市役所 子育て支援課宛 ○ FAXの場合 052-443-3555 あま市役所 子育て支援課宛 ○ 電子メールの場合 kosodate@city.ama.lg.jp |
| 意見の取り扱い及び 応答方法 | お寄せいただいたご意見は、最終的な条例案を作成する際に参考とさせていただきますとともに、ご意見に対する考え方を取りまとめたうえで、後日、市公式ウェブサイトでお知らせします。（ご意見以外は、公表しません。） なお、ご意見に対する個別の回答は行いませんので、ご了承ください。 |
| 募集・公表の周知方法 | ○市広報、市公式ウェブサイトにて周知 |

問合せ先：子育て支援課 電話 052-444-3173 FAX 052-443-3555